

社会福祉法人 栄光会

定 款

平成 8年 3月11日設立認可  
平成10年 4月 1日改定認可  
平成13年 6月12日改定認可  
平成14年 8月13日改定認可  
平成15年10月 6日改定認可  
平成18年 5月18日改定認可  
平成20年 7月31日改定認可  
平成21年 1月22日改定認可  
平成23年 2月19日改定認可  
平成28年 2月17日改定認可  
平成29年1月25日認可／4月1日改定

## 第1章 総則

### 第1条 (目的)

この社会福祉法人(以下「法人」という)は、児童の健全育成及び養護を必要とする児童に対し、その独立心を損なうことなく、正常な社会人として生活することができるように援助するとともに、敬神愛人の精神に基づき心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

#### (1) 第一種社会福祉事業

児童養護施設若草園の設置経営

#### (2) 第二種社会福祉事業

児童家庭支援センターわかくさの設置経営

#### (3) 第二種社会福祉事業

退所児童等アフターケア事業あおばの設置経営

### 第2条 (名称)

この法人は、社会福祉法人栄光会という。

### 第3条 (経営の原則)

この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、子育て世帯を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

### 第4条 (事務所の所在地)

この法人の事務所を高知県四万十市に置く。

## 第2章 評議員

### 第5条 (評議員の定数)

この法人に評議員7名を置く。

2 前項にある評議員の定数は、平成32年3月31日までは4名以上7人以内とする。

### 第6条 (評議員の選任及び解任)

この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任

- ・解任委員会において行う。
- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名が出席し、かつ、外部委員の1名が賛成することを要する。

#### 第7条（評議員の任期）

評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期が満了する時までとする。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

#### 第8条（評議員の報酬等）

評議員の報酬等については支給しない。

- 2 評議員には費用を弁償することができる。

### 第3章 評議員会

#### 第9条（構成）

評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

#### 第10条（権限）

評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 役員の選任又は解任
- (2) 役員の報酬等の額
- (3) 役員並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分

- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) 合併及び解散
- (10) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

#### 第11条（開催）

評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

#### 第12条（招集）

評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 評議員会に議長を置き、議長はその都度選任する。

#### 第13条（決議）

評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
  - (1) 監事の解任
  - (2) 定款の変更
  - (3) その他法令で定められた事項
- 3 役員を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。役員候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（該当事項について決議に加わることができるものに限る）の全員が書面又は磁氣的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

#### 第14条（議事録）

評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び評議員会において選任した評議員2名は、前項の議事録に記名押印する。

## 第4章 役員及び職員

### 第15条 (役員の数)

この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6名

(2) 監事 2名

2 理事の互選により、理事のうち1名は理事長、1名は常務理事とする。

3 前項の常務理事をもって社会福祉法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

### 第16条 (役員を選任)

役員は、評議員会の決議によって選任する。

### 第17条 (理事の職務及び権限)

理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び常務理事は、毎会計年度に4ヵ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

### 第18条 (監事の職務及び権限)

監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成し、理事会、評議員会及び四万十市長に報告するものとする。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

### 第19条 (役員任期)

役員任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 役員は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

3 役員は再任されることができる。ただし、満75歳を超えては再任しない。

4 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

### 第20条 (役員解任)

役員が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

#### 第21条（役員の報酬等）

役員の報酬等については支給しない。

- 2 役員には費用を弁償することができる。

#### 第22条（職員）

この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

### 第5章 役員等の損害賠償責任の免除

#### 第23条（責任の免除）

役員が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、次の算式により算出した金額を限度として理事会の決議及び評議員全員の同意を得られたものについては免除することができる。

免除額 = 賠償の責任を負う額 - 最低責任限度額

最低責任限度額は、1年間の報酬額に理事長は6を、理事長以外の理事は4を、監事は2を乗じた金額とする。

#### 第24条（責任限定契約）

役員が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、前条により算出した金額を限度とする旨の契約を役員と締結することができる。

### 第6章 理事会

#### 第25条（構成）

理事会は、全ての理事をもって構成する。

#### 第26条（権限）

理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長及び常務理事が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

#### 第27条（招集）

理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事長は、役員総数の3分の1以上の役員から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から1週間以内にこれを招集しなければならない。
- 4 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。

#### 第28条（決議）

理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（該当事項について決議に加わることができるものに限る）の全員が書面又は磁氣的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く）は、理事会の決議があったものとみなす。

#### 第29条（議事録）

理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 資産及び会計

#### 第30条（資産の区分）

この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の2種とする。

- 2 基本財産は、別表に掲げる財産をもって構成する。
- 3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

#### 第31条（基本財産の処分）

基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、四万十市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、四万十市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る）。

### 第32条（資産の管理）

この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

### 第33条（事業計画及び収支予算）

この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

### 第34条（事業報告及び決算）

この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
  - (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
  - (2) 役員並びに評議員の名簿
  - (3) 役員並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
  - (4) 事業の概要等を記載した書類

### 第35条（年度）

この法人の事業年度及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。



### 第36条（会計処理の基準）

この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

### 第37条（臨機の措置）

予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

## 第8章 解散及び合併

### 第38条（解散）

この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第4号から第6号までの解散事由により解散する。

### 第39条（残余財産の帰属）

解散（合併又は破産による解散を除く）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

### 第40条（合併）

合併しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得、評議員会の議決により、四万十市長の認可を受けなければならない。

## 第9章 定款の変更

### 第41条（定款の変更）

この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、四万十市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を四万十市長に届け出なければならない。

## 第10章 公告の方法その他

### 第42条 (公告の方法)

この法人の公告は、社会福祉法人栄光会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

### 第43条 (施行細則)

この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

## 附 則

この法人の設立当初の役員は次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	広井 康延
理 事	岡島 喜三
”	内田 汎
”	酒井美字子
”	松原 新
”	青木 浩
監 事	佐竹 保義
”	伊豆 良子

別 表

1 建物

所在地	構造	用途	面積 (㎡)
高知県四万十市下田 2 2 1 1 番地	鉄筋コンクリート造 鋼板葺き 2階建	管理棟	1階 442.70
			2階 240.85
高知県四万十市下田 2 1 9 3 番地	鉄筋コンクリート造 鋼板葺き 2階建	住居棟	1階 246.98
			2階 234.04
高知県四万十市下田 2 1 9 3 番地	鉄筋コンクリート造 鋼板葺き 2階建	住居棟	1階 246.98
			2階 234.04
高知県四万十市平野 3 4 9 1 番地 6	木造 瓦葺 2階建	住居棟	1階 107.82
			2階 103.21

2 土地

所在地	用途	面積 (㎡)
高知県四万十市下田 2 1 9 3 番地	若草園敷地	2,815.05
高知県四万十市下田 2 1 9 3 番地 2	同 上	27.31
高知県四万十市下田 2 1 9 3 番地 3	同 上	16.94
高知県四万十市下田 2 1 9 4 番地	同 上	48.04
高知県四万十市下田 2 2 0 6 番地	同 上	325.58
高知県四万十市下田 2 2 0 8 番地	同 上	303.60
高知県四万十市下田 2 2 0 9 番地	同 上	42.96
高知県四万十市下田 2 2 1 1 番地	同 上	460.94
高知県四万十市下田 2 2 1 4 番地	同 上	95.45
高知県四万十市下田 2 2 1 6 番地	同 上	916.16
高知県四万十市下田 2 2 1 6 番地 2	同 上	27.32
高知県四万十市下田 2 2 2 1 番地 2	同 上	17.00
高知県四万十市平野 3 4 9 1 番地 6	同 上	361.46